

青森市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について**1 改正の理由**

青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場について、青森駅周辺地区が賑わっている現状や駐車場施設の利用状況等を踏まえ、24時間最大料金及び定期駐車料金の導入により、駐車場施設の有効活用及び利用者の利便性の向上を図るため、駐車料金の改定等所要の改正を行うもの

2 施設概要、駐車料金並びに利用状況及び収支状況

別紙のとおり

3 改正の内容

青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場について、次のとおり改正するものである。

- 周辺の民間駐車場や他都市の駐車場の状況を勘案しながら、現在の利用状況や受益者負担の観点からも検証し、普通駐車料金・夜間駐車料金の24時間最大料金の設定及び定期駐車料金の追加

区 分	現 行	改 正 後
普通駐車	○市役所に用件のある者 ・最初の1時間まで 無料 ・1時間を超えるときは、超過時間30分までごとに 110円	○市役所に用件のある者 ・最初の1時間まで 無料 ・1時間を超えるときは、超過時間30分までごとに 110円
	○最初から駐車場を利用目的とする者 ・最初の30分まで 110円 ・30分を超えるときは、超過時間30分までごとに 110円	○最初から駐車場を利用目的とする者 ・最初の30分まで 110円 ・30分を超えるときは、超過時間30分までごとに 110円
夜間駐車	650円	650円
上限料金 (備考欄で規定)	なし	備考 青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場の普通駐車及び夜間駐車に係る料金については、この表の規定により算定した額が1,000円を超えたときは、24時間ごとに1,000円を上限とする。

定期駐車券の発売額は、駐車1台につき次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 全日使用する場合 月額26,100円
- (2) 午前5時から午前9時までの間使用する場合 月額6,600円
- (3) 午前5時から午後7時までの間使用する場合 月額15,300円
- (4) 日曜日及び休日を除く日の午前7時から午後11時までの間使用する場合 月額14,500円

※参考：青森県営駐車場及び青森県営柳町駐車場の定期駐車料金

- (1) 全日使用する場合 月額27,500円
- (2) 日曜日及び休日を除く日の午前7時から午後10時までの間使用する場合 月額16,500円

- 定期駐車料金の徴収方法に関する規定の追加
- 定期駐車料金の導入により、定期駐車の利用者が有効期間（規則で定める事項）を1箇月以上残して駐車場の使用を取りやめる場合や、駐車場の整備等市の都合により駐車場の供用を休止した場合に駐車料金を還付するための所要の改正

※参考：供用時間（規則で定める事項）の改正

24時間最大料金及び定期駐車料金の導入により、24時間入出庫できるように、青森市駐車場条例施行規則で定める供用時間を次表のとおり改正する予定としている。

また、駐車場を24時間入出庫できる環境整備として、有人料金所を無人化（自動精算機の導入）することとしている。

ただし、現在、公益財団法人青森市シルバー人材センターに委託している管理業務について、無人化する有人料金所を除き、警察から指導を受け行っている駐車場出口の交通整理・巡回・融雪剤の散布等現場対応に係る業務は委託を継続し、引き続き高齢者の雇用機会の確保を図っていく。

区 分		現 行	改 正 後
供用時間	普通駐車	午前5時～午後11時	午前0時～午後12時
	夜間駐車	午後8時～翌日午前8時	午後8時～翌日午前8時
	定期駐車	なし	午前0時～午後12時

4 スケジュール

- 令和7年3月下旬 条例公布
- 令和7年4～5月下旬 自動精算機導入に係る管理業務委託契約の締結（プロポーザル実施）
- 令和7年6月～7月下旬 自動精算機の設置
- 令和7年7月下旬 条例施行・自動精算機導入後の供用開始

5 施行期日

公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日